

○厚生労働省告示第二百三十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文並びに保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年五月三十日から適用する。

平成三十年五月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示

（使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正）

第一条 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

名 出 後	名 出 種
別表	別表
第1部～第4部 (略)	第1部～第4部 (略)
第5部	第5部
追 補 (1)	追 補 (1)
内用薬 (略)	内用薬 (略)
注 射 規 格 単 位	注 射 規 格 単 位
薬 価 円	薬 価 円
(い)・(て) (略)	(い)・(て) (略)
(な)	(な)
⑧ ナルベイン注2mg 2mg 1ml 1管 725	ナルベイン注2mg 2mg 1ml 1管 725
⑨ ナルベイン注20mg 20mg 2ml 1管 6,340	ナルベイン注20mg 20mg 2ml 1管 6,340
(ふ)・(へ) (略)	(ふ)・(へ) (略)
外用薬 (略)	外用薬 (略)
第6部 (略)	第6部 (略)
第7部 追 補 (3)	第6部 (新設)
内 用 薬	
品 名	品 名
規 格 単 位	規 格 単 位
薬 価 円	薬 価 円
(い)	
イクスタンジ錠40mg 40mg 1錠 2,354.10	
イクスタンジ錠80mg 80mg 1錠 4,563.70	
(ゆ)	
メマリードライシロップ2% 2% 1g 406.10	
注 射 規 格 単 位	
品 名	
規 格 単 位	
薬 価 円	薬 価 円

<u>(あ)</u>			
アデインノベイト静注用キット2	250国際単位 1キ ット (溶解液付)		<u>31,739</u>
<u>50</u>			
アデインノベイト静注用キット5	500国際単位 1キ ット (溶解液付)		<u>58,658</u>
<u>00</u>			
アデインノベイト静注用キット1	1,000国際単位 1キ ット (溶解液付)		<u>108,410</u>
<u>000</u>			
アデインノベイト静注用キット2	2,000国際単位 1キ ット (溶解液付)		<u>200,359</u>
<u>000</u>			
<u>(い)</u>			
イラリス皮下注射液150mg	150mg 1 mL 1瓶		<u>1,480,264</u>
<u>(え)</u>			
エタネルセプト B S 皮下注用1	10mg 1瓶		<u>3,697</u>
0mg 「MA」			
エタネルセプト B S 皮下注用2	25mg 1瓶		<u>9,099</u>
5mg 「MA」			
エタネルセプト B S 皮下注25m	25mg 0.5mL 1筒		<u>9,249</u>
gシリンジ0.5mL 「MA」			
エタネルセプト B S 皮下注50m	50mg 1 mL 1筒		<u>18,134</u>
gシリンジ1.0mL 「MA」			
エタネルセプト B S 皮下注50m	50mg 1 mL 1キット		<u>18,190</u>
gペン1.0mL 「MA」			
<u>(お)</u>			
オルプロリクス静注用4000	4,000国際単位 1瓶 (溶解液付)		<u>820,934</u>
<u>(か)</u>			
ガドピスタト静注1.0mol / L	60.47% 2 mL 1瓶		<u>2,152</u>
<u>2 mL</u>			
<u>(け)</u>			
献血ヴェノゾグリニン I H10	500mg 5 mL 1瓶		<u>4,559</u>

<u>%静注0.5g/5ml</u>			
<u>献血ヴェノゾロリンI H10</u>	<u>2.5g 25ml 1瓶</u>		<u>20,525</u>
<u>%静注2.5g/25ml</u>			
<u>献血ヴェノゾロリンI H10</u>	<u>5g 50ml 1瓶</u>		<u>38,547</u>
<u>%静注5g/50ml</u>			
<u>献血ヴェノゾロリンI H10</u>	<u>10g 100ml 1瓶</u>		<u>77,245</u>
<u>%静注10g/100ml</u>			
<u>献血ヴェノゾロリンI H10</u>	<u>20g 200ml 1瓶</u>		<u>154,188</u>
<u>%静注20g/200ml</u>			
<u>(ト)</u>			
<u>トラスツズマゾBS点滴静注</u>	<u>60mg 1瓶</u>		<u>13,683</u>
<u>用60mg「NKJ」</u>			
<u>トラスツズマゾBS点滴静注</u>	<u>60mg 1瓶</u>		<u>13,683</u>
<u>用60mg「CTHJ」</u>			
<u>トラスツズマゾBS点滴静注</u>	<u>150mg 1瓶</u>		<u>31,858</u>
<u>用150mg「NKJ」</u>			
<u>トラスツズマゾBS点滴静注</u>	<u>150mg 1瓶</u>		<u>31,858</u>
<u>用150mg「CTHJ」</u>			
<u>(ツ)</u>			
<u>ヒュミラ皮下注40mgペンシ0.4ml</u>	<u>40mg0.4ml 1キット</u>		<u>62,596</u>
<u>ヒュミラ皮下注80mgペンシ0.8ml</u>	<u>80mg0.8ml 1キット</u>		<u>121,448</u>
<u>(タ)</u>			
<u>ゾレセデックス静注射液200μg</u>	<u>200μg 50ml 1筒</u>		<u>5,212</u>
<u>/50mlシリリンジ「フナイザー</u>			
<u>上</u>			
<u>ゾレセデックス静注射液200μg</u>	<u>200μg 50ml 1筒</u>		<u>5,413</u>
<u>/50mlシリリンジ「マールイシ」</u>			
<u>(ニ)</u>			
<u>ヘプタバックスーII水性懸濁</u>	<u>0.25ml 1筒</u>		<u>2,176</u>
<u>注シリリンジ0.25ml</u>			

ヘプタバックスーII 水性懸濁 注シリンジ0.5ml	0.5ml 1筒	2,417
(み)		
ミルセラ注シリンジ12.5 $\mu$ g	12.5 $\mu$ g0.3ml 1筒	3,504
(わ)		
ワソパル 1号輸液	800ml 1キット	1,100
ワソパル 1号輸液	1200ml 1キット	1,353
ワソパル 2号輸液	800ml 1キット	1,199
ワソパル 2号輸液	1200ml 1キット	1,501
外 用 薬		
品 名	規 格 単 位	薬 価 円
(と)		
トボベットゲル	1g	247.50

(療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正)

第二条 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第百七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第3 第1部～第3部 (略) 第4部 追 補 (1) 外 用 薬 品 名 (お) 規格単位 オラネジン液1.5%OR消毒用アプリアケ 1.5%10mL 1管 一タ10mL オラネジン液1.5%OR消毒用アプリアケ 1.5%25mL 1管 一タ25mL オラネジン消毒液1.5%OR 1.5%10mL</p>	<p>別表第3 第1部～第3部 (略) (新設)</p>